



駐車のマナー

安全運転まめ知識シリーズ

駐車の問題点

◆路上駐車が交通状況にもたらす悪影響

路上駐車は、交通状況に次のような悪影響があります。

- ①道路上の死角を大きくし、子どもの飛び出しや歩行者の道路横断の発見を遅らせます。
- ②車道の左端を走行する自転車の進路を塞いでしまうため自転車の急な進路変更を招きます。
- ③救急車や消防車などの緊急車両の通行を妨げます。
- ④交通の円滑な流れを阻害して渋滞の要因になります。



▲駐車車両の陰から飛び出す子ども

安全な駐車のポイント

◆駐車場の利用

違法駐車は、たとえ少しの時間でも交通事故や通行妨害の原因になりますので、違法駐車は絶対にやめて、必ず駐車場などを利用しましょう。



▲自転車の通行障害となる駐車車両

駐停車禁止場所



- ①駐停車禁止の標識、標示のある場所
- ②軌道敷内
- ③坂の頂上付近
- ④こう配の急な上り坂、下り坂
- ⑤トンネル
- ⑥交差点とその端から5m以内
- ⑦道路のまがり角から5m以内
- ⑧横断歩道、自転車横断帯とその端から前後5m以内
- ⑨踏切とその端から前後10m以内
- ⑩安全地帯の左側とその前後10m以内
- ⑪バス、路面電車の停留所の標示板(柱)から10m以内
(運行時間中に限る)

(道路交通法第44条)

駐車禁止場所



- ①駐車禁止の標識、標示のある場所
- ②火災報知器から1m以内
- ③駐車場や車庫などの自動車専用の出入口から3m以内
- ④道路工事の区域の端から5m以内
- ⑤消防用機械器具の置き場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5m以内
- ⑥消火栓、指定消防水利の標識、消防用防火水そうの取り入れ口から5m以内

(道路交通法第45条)